

チェックインカードについて

第1条：総則

1. 本規程は、青山高原カントリークラブ（以下「クラブ」といいます。）が発行するチェックインカード（以下「本カード」といい、その発行を受けた者を「ゲスト」といいます。）の利用その他ゲストとしての資格・地位等に係る契約（以下「本契約」といいます。）の条件を定めたものです。
2. 将来、本規程の附属規程としてクラブが新規に制定する個別規程は、本規程の一部を構成するものとします。

第2条：入会手続および入会資格

1. ゲストになること（以下「入会」といいます。）を希望する者（法人を除く、以下「入会希望者」といいます。）は、本規程の異議を留めずに承諾のうえ、本人自ら、本規程に定めるところに従い、本契約の締結の申込み（以下「入会申込み」といいます。）を行うものとします。
2. クラブが入会申込みを承諾した場合、本カードを発行させていただきます。入会希望者が本カードを受領したとき、入会希望者と会社との間で、本規程を内容とする本契約が成立するものとします。本カードは、原則として、お一人様につき一枚といたしますが、クラブが認めた場合は、この限りではありません。
3. クラブは、入会希望者が以下の項目に該当する場合、入会申込みを承諾しない場合があります。
 - (1) 入会希望者が既にゲストになっている場合。
 - (2) 入会希望者が、過去において、本規程違反等によりゲスト資格の取消等の処分を受けたことがある場合。
 - (3) 申込み内容に虚偽、誤記又は記入もれがあった場合。
 - (4) 暴力団又は反社会的行為を犯す恐れのある団体やその構成員と認められた場合。
 - (5) 日本国外に在住又は勤務している場合その他会社からの連絡が困難な場合。
 - (6) 公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為があった場合。
- (7) その他、合理的な事由により、クラブが本契約の締結を不相当と判断する場合。

第3条：入会金・年会費

本カードの入会金・年会費は無料とします。但し、再発行の際はカード発行手数料として金 1,000 円（消費税込み）をいただきます。

第4条：サービスの内容および利用

1. クラブは、ゲストに対し、自ら又はその業務提携先（以下「業務提携先」といいます。）を通じて、本規程若しくはクラブが別に定める特典又はサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。
2. ゲストが本サービスを受けるためには、本カードの提示を要するほか、クラブの方法に従うものとします。
3. クラブは、本サービスの内容およびゲストによるその利用手続について、事前の告知を行なうことなく、随時、変更できるものとします。

第5条：通知事項

本規程の変更の通知は、クラブのホームページへの掲載その他会社が適当と認める方法により行われるものとします。

第6条：登録内容の変更

1. ゲストは、入会申込みにおいてクラブに届け出た内容に変更があった場合には、速やかにクラブ所定の方法により当該変更の届出をクラブに対して行うものとします。

2. ゲストは、前項の届出を怠ったことにより、クラブからの通知又は物品が到達しなかったとしても、当該通知又は物品が通常到達すべきときに到達したとみなされることを予め異議なく承認するものとします。
3. 第1項の届出を怠ったことにより生じるゲストの損害について、クラブは一切の責任を負いません。又、ゲストが当該届出を怠ったことによりクラブその他の第三者が被った損害について、ゲストは全ての責任を負うものとします。

第7条：再発行等

1. ゲストは、本カードを紛失し、又は盗難にあった場合、速やかにクラブに届け出るものとします。
2. 前項の届出を行ったゲストが本カードの再発行を希望する場合、クラブ所定の再発行手数料を支払うとともに、クラブ所定の様式に従った申請書を提出することにより、会社に対し再発行を申請するものとします。会社が再発行を承認した場合には、本カードを再発行いたします。クラブがゲストに対して本カードを再発行したときは、当該会員の従前のカードは失効するものとします。
3. 前項により再発行を受けたゲストは、失効した従前の本カードを発見し、又は回収したときは、クラブに対して、当該カードを速やかに返還するものとします。

第8条：退会

1. が本契約の終了（以下「退会」といいます。）を希望する場合には、クラブ所定の方法によりゲスト自ら退会の届出を会社に対して行うものとします。
2. ゲストが以下の項目に該当する場合、ホルダは自動的に退会するものとします。
 - (1) ゲストが死亡した場合。
 - (2) メンバー会員がその入会資格を失った場合。
 - (3) ビジターであるゲストが、ゴルフ場を最後に利用した日より2年経過した日が属する月末までの間、本カードを利用しない場合。

第9条：ゲスト資格の停止・取消

1. ゲストが以下の項目に該当する場合、クラブは、事前に通知することなく、直ちに当該ゲストの資格を停止又は取り消すことができるものとします。
 - (1) 入会申込みにおいて、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
 - (2) ゲストがクラブに対して債務を負う場合において当該債務の履行遅滞、不完全履行又は履行不能が発生した場合。
 - (3) 一個人がホルダ登録を多重にしていると見なされた場合。
 - (4) 本規程に違反した場合。
 - (5) ゲストが第2条3項所定の各号に該当することが判明した場合。
 - (6) その他、合理的な事由によりゲストとして不適切とクラブが判断した場合。
2. ゲストが前項各号に該当する場合、当該ゲストは当該事由によりクラブその他の第三者が被った損害を賠償する責めを負うものとします。

第10条：ゲスト情報の利用

会社は、クラブのプライバシーポリシーに従い、ゲストの個人情報を取得し、管理するものとします。クラブのプライバシーポリシーや個人情報保護の詳細については、ゴルフ場ホームページをご覧ください。

第11条：権利義務の譲渡の禁止

ゲストは、理由の如何を問わず、本規程に基づき発生する権利・義務を第三者に貸与・譲渡・担保提供その他処分し、又、相続させることはできません。

第 12 条：本規程の変更

会社は、合理的な範囲・方法により、各ゲストの個別の承諾を得ることなく本規程を変更することができ、ゲストは予めこれを承諾するものとします。

第 13 条：本カードの中止

会社は、各ゲストの個別の承諾を得ることなく本規程を廃止し、本カードの利用を終了することができるものとします。

第 2 章 ポイントプログラム

第 14 条：ポイントプログラム

ポイントプログラムとは、本規程又はクラブが別途定める方法により、①ポイント（以下「ポイント」といいます。）をゲストに付与し、②ゲストは、付与を受けたポイントについてポイント還元申請を行うことにより、クラブにおけるサービスの利用代金の免除若しくは割引、又はクラブが別途定めた商品との交換により、還元する制度をいいます。

第 15 条：ポイントの付与

会社は、本規程およびクラブが別途定める方法により、所定の日にゲストに対して、ポイントを付与するものとします。但し、クラブは、クラブ所定の利用代金その他、クラブが定める時期・キャンペーンに応じて、所定の日にゲストに対してポイントを付与することができるものとします。

第 16 条：ポイントの取消

1. 商品・役務等の購入取消等により当該商品・役務等に係るゲストの利用代金の支払の全部又は一部が取り消された場合、当該取消金額に対応するポイントが会社所定の方法により取り消されるものとします。
2. 前項の場合において、取消しの対象となるポイントの残高に不足がある場合、ゲストは、ポイント残高の全部の取消に加え、当該取消金額をポイント残高とポイント不足分とで案分比例して算出されるポイント不足分に対応する金額を会社に現金で支払うことにより精算するものとします。

第 17 条：ポイントの計算

ゲストのポイントは、各商品・役務ごとの利用代金 100 円につき会員様は 2 ポイントビジター様は 1 ポイントを付与、50 円未満を切捨て、会社所定の率を乗じて付与されるものとします。ポイント利用につきましては 1 ポイント 1 円になります。また 10 ポイント円単位でご利用頂けます。

第 18 条：ポイントの有効期限およびポイント失効

獲得したポイントは付与日の2年後の日が属する月の末日まで有効です。又、ゲストがそのゲストとしての地位・資格・会員権を喪失し停止させたときは、クラブが別途定める場合を除き、累積したポイントは失効するものとします。

第19条：ポイント還元

ゲストは、次の条件をすべて満たした場合、累積した有効なポイントを、クラブが別途定める内容のサービス又は商品と交換することができます。

- (1) クラブが別途定める方法に基づいて申請を行うこと。
- (2) ゲストが還元申請の時点でゲスト資格を有しており、かつ、クラブに対し自ら本カードを提示すること。

第20条：カードの紛失・盗難等によるポイントの取扱い

本カードを第三者に不正利用されたことによって減じられたポイントについて、会社は、その責を一切負わないものとします。

第21条：ポイント付与の拒否等

クラブは、ゲストが本規程を遵守していないと認めた場合、当該ゲストへのポイント付与を拒否若しくは保留し、又は累積したポイントを取り消すことができるものとします。

第22条：公租公課

本規程に基づき還元されたサービス又は商品に対して公租公課が課せられた場合、当該公租公課はゲストが負担するものとします。

第23条：ポイントサービスの停止

クラブは、その判断により、本カードの利用を停止することができるものとします。クラブは、本カードの利用停止によって生じるホルダの不利益若しくは損害に関して、一切の責任を負いません。

第24条：本カードの中止

クラブは、その判断により、本規程を廃止し、本契約および本カードの利用を終了することができるものとします。本規程が廃止された場合、累積したポイントはすべて失効するものとします。

附則

第1条：本規程は、2019年9月1日より実施するものとします。